に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17} ＝ 0.00533
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.027
D_{20} ＝ 0.02863
D_{21} ＝ 0.02957
D_{22} ＝ 0.02864
D_{23} ＝ 0.02737
D_{24} ＝ 0.02762
D_{25} ＝ 0.02799
D_{26} ＝ 0.02890
D_{27} ＝ 0.03031
D_{28} ＝ 0.0256
D_{29} ＝ 0.0258
D_{30} ＝ 0.02584
$D_{令元}$ ＝ 0.02554
$D_{令2}$ ＝ 0.02566
$D_{令3}$ ＝ 0.02586
$D_{令4}$ ＝ 0.02749
$D_{令5}$ ＝ 0.00479
$D_{令6}$ ＝ 0.00721
$D_{令7}$ ＝ 0.01160

漁港における外郭施設の延長	算式
	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令7}(C_n \times D_n)}{4{,}260\text{円} \times A}$
	算式の符号

に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{17} ＝ 0.030
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.027
D_{20} ＝ 0.02866
D_{21} ＝ 0.02959
D_{22} ＝ 0.02867
D_{23} ＝ 0.02741
D_{24} ＝ 0.02772
D_{25} ＝ 0.02813
D_{26} ＝ 0.02912
D_{27} ＝ 0.026
D_{28} ＝ 0.0257
D_{29} ＝ 0.0258
D_{30} ＝ 0.02588
$D_{令元}$ ＝ 0.02556
$D_{令2}$ ＝ 0.02571
$D_{令3}$ ＝ 0.02591
$D_{令4}$ ＝ 0.00353
$D_{令5}$ ＝ 0.00479
$D_{令6}$ ＝ 0.00721

漁港における外郭施設の延長	算式
	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n \times D_n)}{4{,}430\text{円} \times A}$
	算式の符号